

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 1 人口及び世帯数の推移

現在、日本では3.5人に1人が65歳以上の高齢者が占め、少子高齢化と人口減少が進行しています。

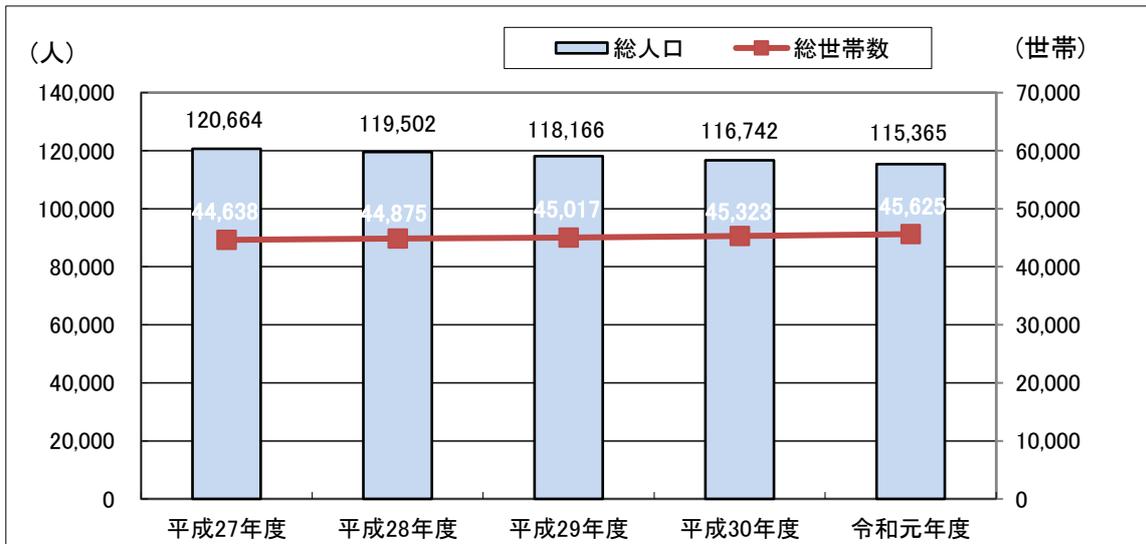
奥州市の人口は、合併当時の平成18年度で130,696人でしたが、その後、年々減少している一方、世帯数は増加しております。また、出生数については、減少傾向にあります。

人口及び世帯数

【単位：人／世帯】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
総人口	120,664	119,502	118,166	116,742	115,365	-4.39%
総世帯数	44,638	44,875	45,017	45,323	45,625	2.21%

(資料：各年度末〔3.31現在〕住民登録)

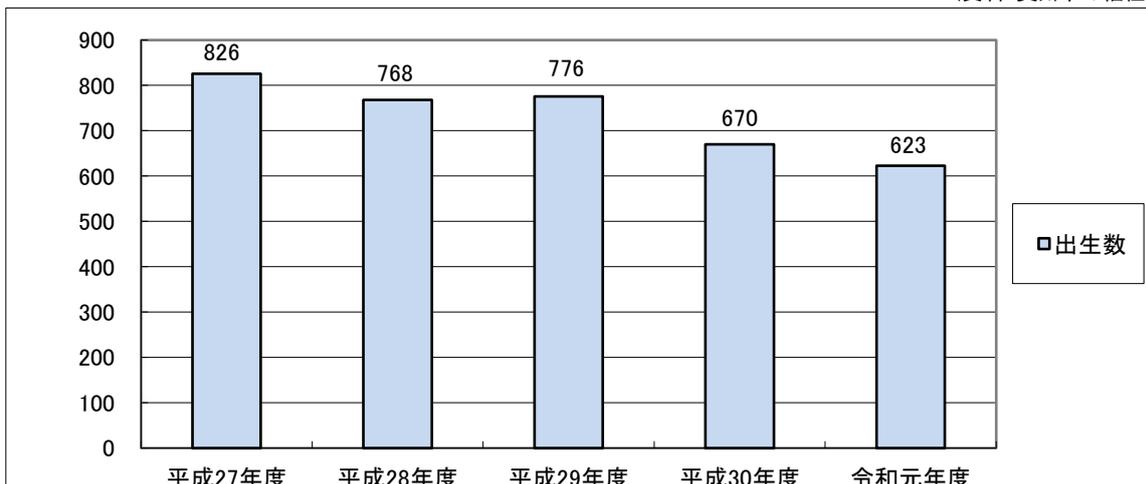


出生数

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
出生数	826	768	776	670	623	-24.57%

(資料：奥州市の福祉)



## 2 世代別人口の推移

世代別人口の推移をみると、0～14歳と15～64歳の減少傾向が表れています。その一方、65歳以上の人口が増加傾向にあり、少子高齢化の進展を裏付けています。

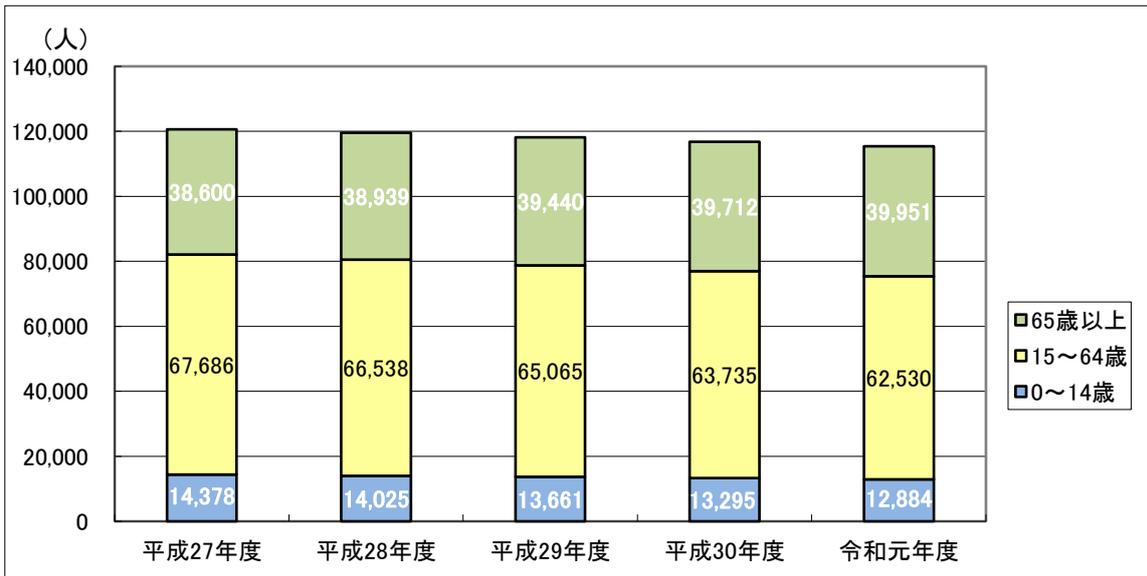
高齢化率では、全国平均、岩手県平均を大きく上回り、年々高くなってきています。

世代別人口

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
0～14歳	14,378	14,025	13,661	13,295	12,884	-10.39%
15～64歳	67,686	66,538	65,065	63,735	62,530	-7.61%
65歳以上	38,600	38,939	39,440	39,712	39,951	3.49%

(資料：各年度末[3.31現在]住民登録)

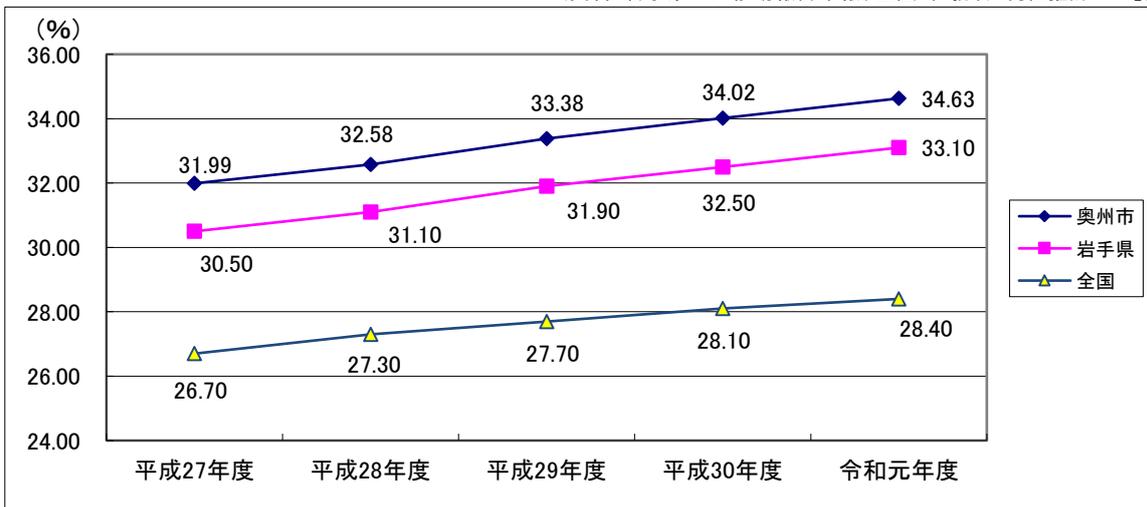


高齢化率

【単位：％】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
奥州市	31.99	32.58	33.38	34.02	34.63	2.64
岩手県	30.50	31.10	31.90	32.50	33.10	2.60
全国	26.70	27.30	27.70	28.10	28.40	1.70

(資料：岩手県人口移動報告年報、全国：総務省「現在推計人口」)



### 3 在宅一人暮らし高齢者の状況

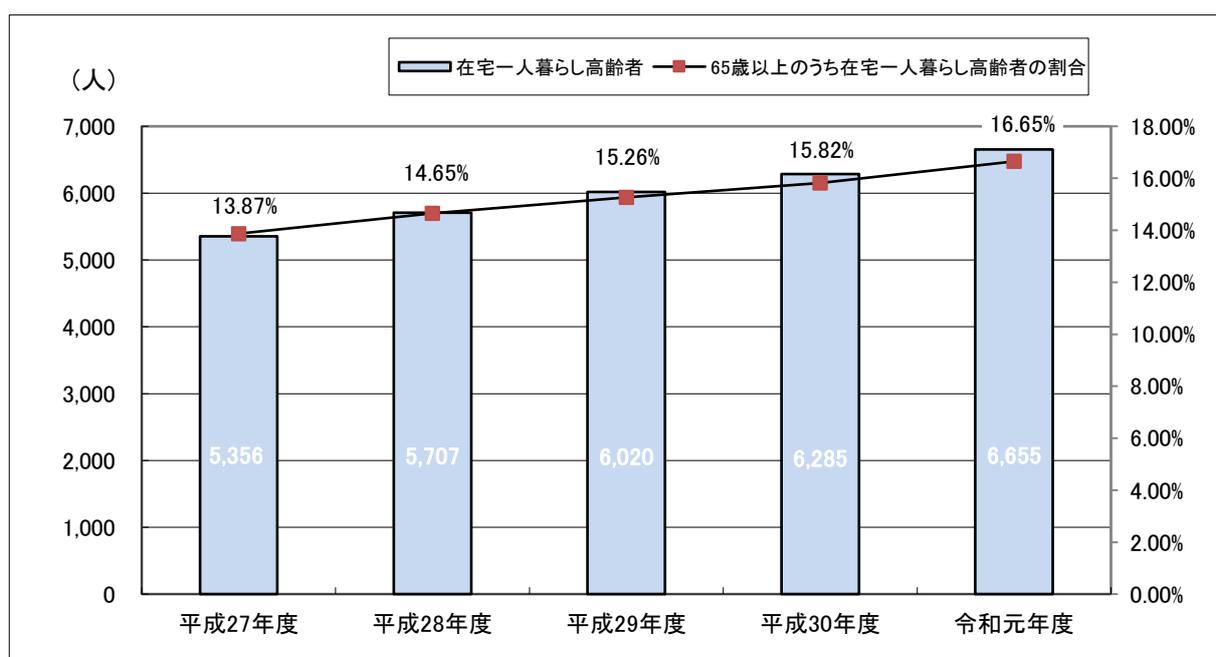
在宅一人暮らし高齢者（65歳以上）は、増加傾向にあり、高い割合を示しています。高齢者人口の増加のほか、少子化や核家族化など、様々な要素の理由が考えられます。

在宅一人暮らし高齢者及び65歳以上の人口

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
65歳以上(再掲)	38,600	38,939	39,440	39,712	39,951	2.59%
在宅一人暮らし高齢者	5,356	5,707	6,020	6,285	6,655	16.61%
65歳以上のうち在宅一人暮らし高齢者の割合	13.87%	14.65%	15.26%	15.82%	16.65%	13.65%

(資料：奥州市の福祉)



## 4 障がい者の状況

障害者手帳を所持している人は、令和2年3月31日現在で7,176人で、人口の6.22%となっています。

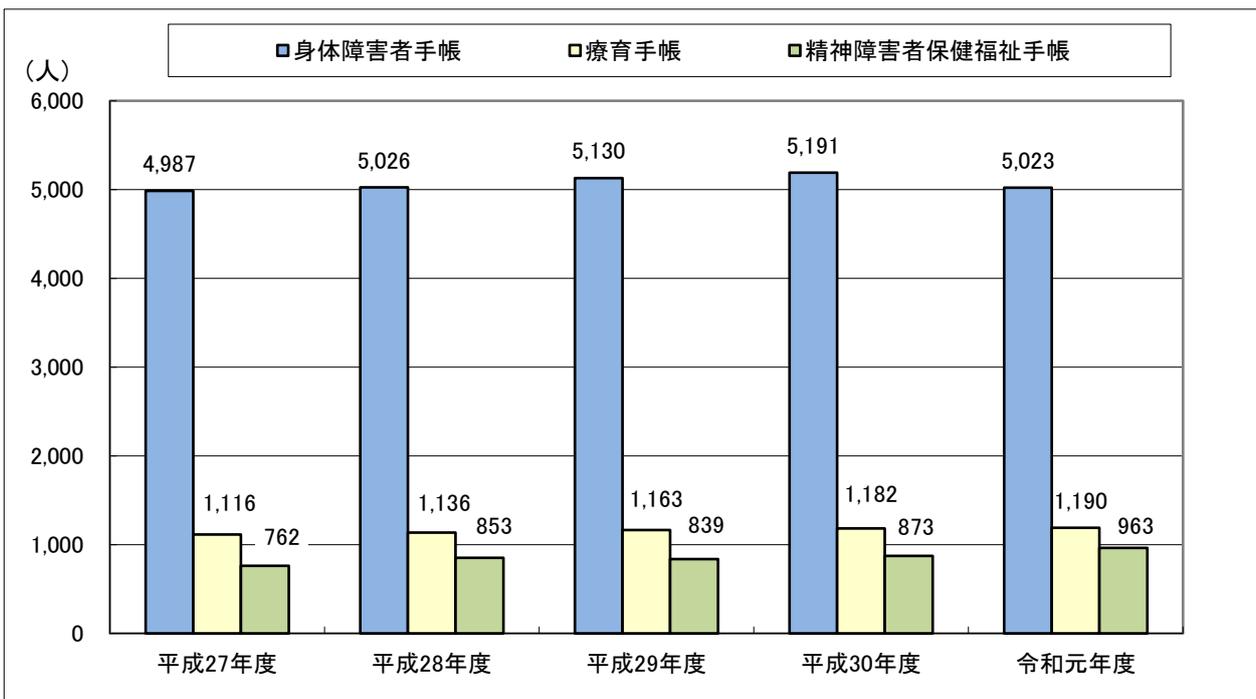
内訳は、身体障害者手帳所持者5,023人、療育手帳（知的障害のための手帳）所持者1,190人、精神障害者保健福祉手帳所持者963人となっています。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
身体障害者手帳	4,987	5,026	5,130	5,191	5,023	0.72%
療育手帳	1,116	1,136	1,163	1,182	1,190	6.63%
精神障害者保健福祉手帳	762	853	839	873	963	26.37%
計	6,865	7,015	7,132	7,246	7,176	4.53%

(資料：奥州市の福祉)



## 5 生活保護の状況

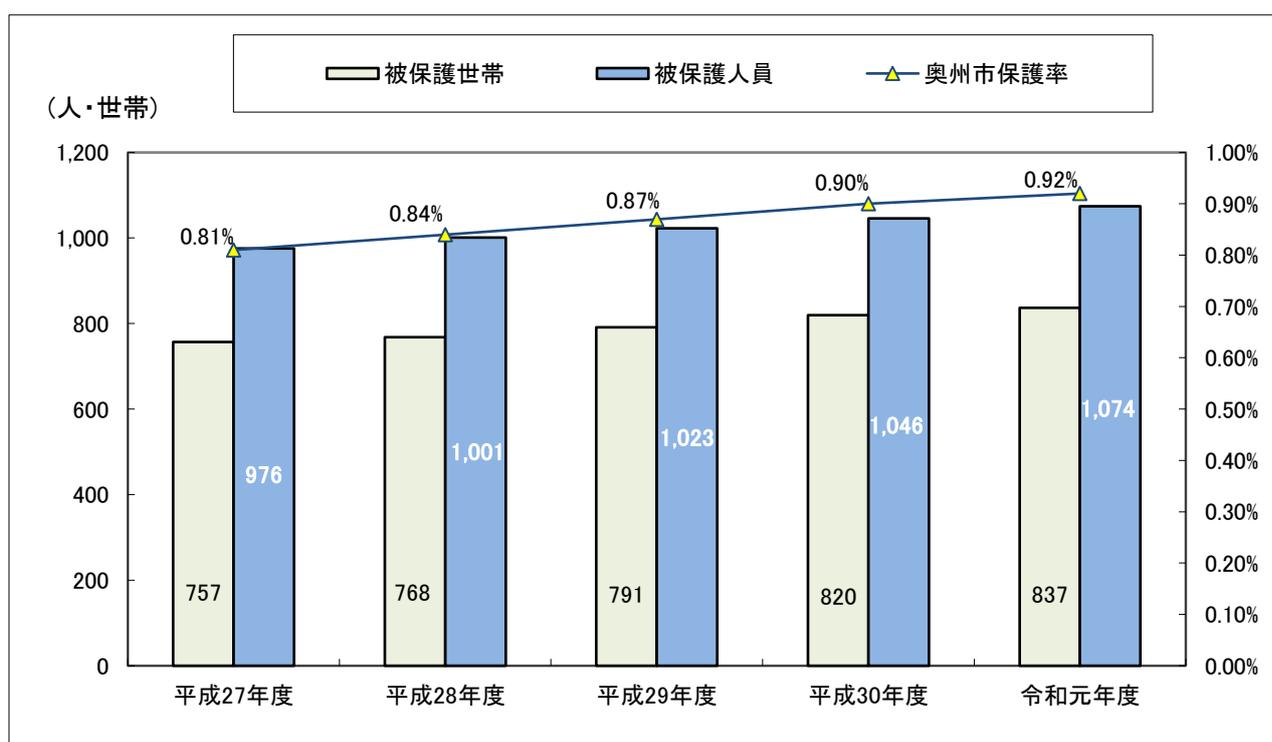
生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。

令和元年度の生活保護の状況は、被保護世帯837世帯、被保護人員1,074人で、前年度と区画し17世帯、28人増加しています。

【単位：人／世帯】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被保護世帯	757	768	791	820	837
被保護人員	976	1,001	1,023	1,046	1,074
奥州市保護率	0.81%	0.84%	0.87%	0.90%	0.92%
岩手県保護率	1.08%	1.07%	1.05%	1.05%	1.05%
全国保護率	1.71%	1.69%	1.67%	1.67%	1.64%

(資料：奥州市の福祉)



## 6 民生児童委員の活動状況

奥州市では323人の民生児童委員を配置し、福祉活動の推進のために活動しています。

令和元年度の相談・支援件数は、9,812件となります。その内容は多岐にわたっており、子どもの地域生活が多く、次いで日常的な支援、在宅福祉となっています。

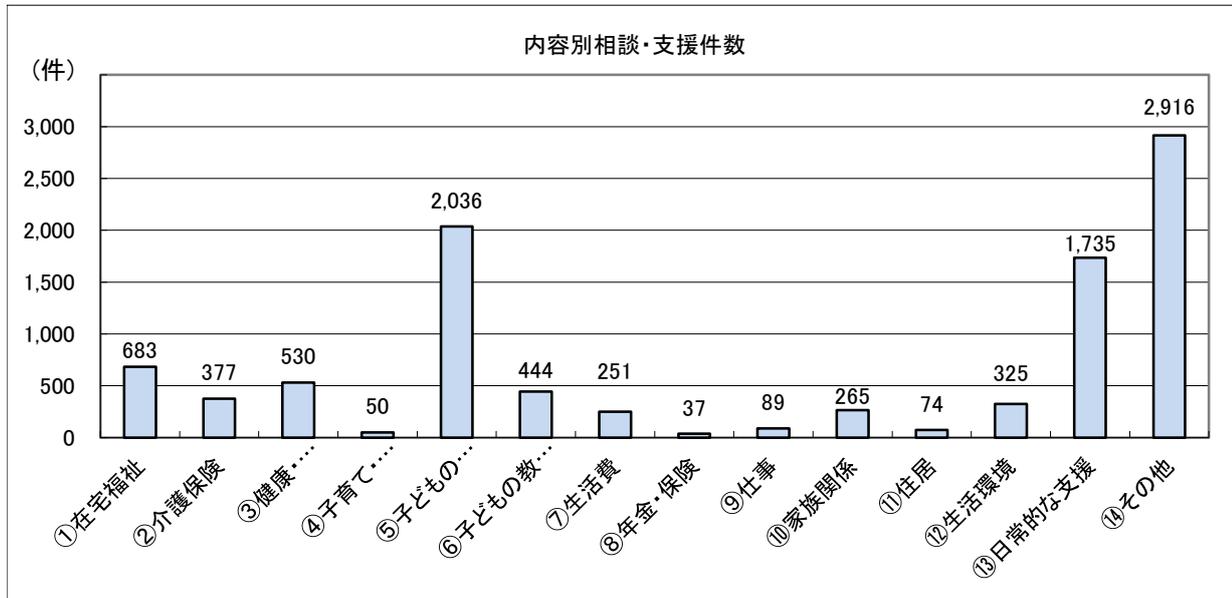
分野別相談・支援件数は、高齢者に関することが約半分を占め、次いで子どもに関するものとなっています。

令和元年度分報告

### 1 内容別相談・支援件数

【単位:件】

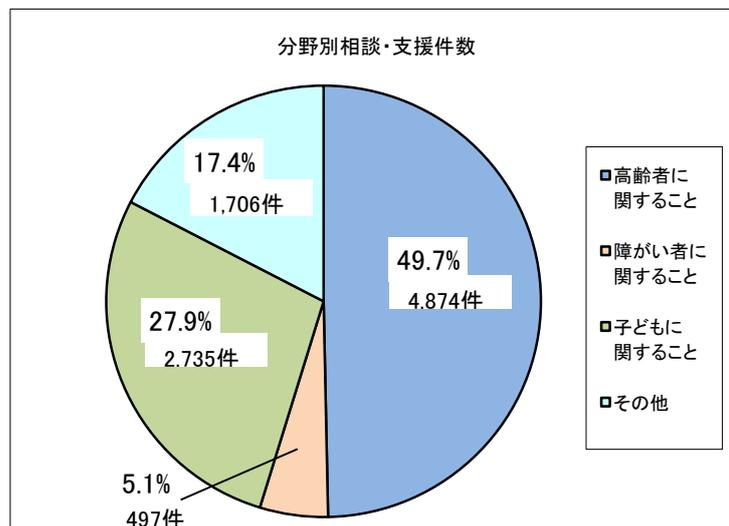
	① 在宅福祉	② 介護保険	③ 健康・保健医療	④ 子育て・母子保健	⑤ 子どもの地域生活	⑥ 子どもの学校教育・	⑦ 生活費	⑧ 年金・保険	⑨ 仕事	⑩ 家族関係	⑪ 住居	⑫ 生活環境	⑬ 日常的な支援	⑭ その他	計
民生委員	683	377	530	50	2,036	444	251	37	89	265	74	325	1,735	2,916	9,812
(再掲)主任児童委員	3	0	3	13	141	264	0	0	0	5	0	3	2	43	477



### 2 分野別相談・支援件数

【単位:件】

	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子どもに関すること	その他	計
民生委員	4,874	497	2,735	1,706	9,812
(再掲)主任児童委員	32	0	419	26	477



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」

### 2 基本方針

誰もが身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障害の有無にかかわらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、ともに生活するという考え方に基づいた地域社会の実現を図るため、住民が相互に理解し、支え合いを実践していくことが重要です。

平成28年6月に、ニッポン一億総活躍プランの閣議決定をうけ「地域共生社会の実現」を推進するため各種法改正がなされてきたところです。

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」の推進を図るため、基本方針の大項目に次の(1)から(3)までを定め取組を推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大が脅威となり、様々な活動や取組について看過できない影響はあるものの、感染症対策に十分配慮しながら、地域福祉計画に定める取組を推進します。

#### (1) 福祉で安心・安全な地域づくり

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯など生活課題を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護、障害福祉、児童福祉、生活保護など、各分野の制度に応じた対応を進めることは必要です。しかし、地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、全ての課題を各分野の制度だけで解決できるわけではありません。

地域生活課題を地域住民が自らの課題として捉えることが必要であることから、地域住民が課題解決に向け取り組む意識醸成を進めるとともに、住民組織が住民主体の新しい福祉サービスの検討を進める際の支援を推進します。

また、地域生活課題を住民が自らの課題として捉える意識醸成や仕組みづくりは、小地域ネットワーク事業を中心に進め、地域福祉活動の拠点は住民に身近な圏域で交流を図ることができる地域の集会所や地区センター等を中心に据えて地域の福祉活動を推進します。

近年、頻発している災害に対しては、平常時における見守り体制、避難支援名簿の整備、避難支援者との連携強化を図り、地域の防災意識の向上と突然の発災に対応できる避難支援体制の構築を目指します。

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として「我が事」として捉え、その課題を人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」受け止められる包括的な支援体制を整備し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

## (2) 福祉を支える組織づくり・人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域生活課題を「我が事」として捉え、住民自身が地域へ関わり、地域において積極的な福祉活動が展開される必要があります。

自家用車を持たない方など交通手段に困難を抱える方が、安心して地域生活を送れるように地域セーフティネット会議の活用により福祉ニーズを把握し、地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり検討します。

多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、公的福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられることから、民間事業による新規事業の参入と制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、社会福祉法人によるニーズに応じた福祉サービスの提供を推進していきます。

また、地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組む担い手の確保と育成が必要であることから、福祉教育の充実、生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

## (3) 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

これまでの福祉サービスは、介護、障害福祉、児童福祉、生活保護など対象者のリスク別の制度が発展し、必要な専門的支援を提供してきました。一方、制度の狭間の課題やひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題などの複雑化・多様化した地域生活課題、さらには生きづらさによる自殺の問題は、特定の分野だけでは解決が困難なケースもあります。解決が困難な地域生活課題を丸ごと受け止め、関係機関や分野を越えた庁内連携で包括的な支援を推進します。

他者の支援が必要な判断能力や金銭管理に不安をもつ方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、権利擁護の体制整備を図り、関係機関と連携して支援します。

認知症の人が尊厳を保ちながら希望をもって地域で安心して暮らし続けることができるよう、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会の実現を図ります。

多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支援していくために、部局横断的な庁内連携体制を図り、課題解決に向けた方策を協議していきます。

また、安全で安心して暮らせる地域社会を築くうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていることから、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会の実現に向け、関係機関と連携しながら再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

地域においては、地域セーフティネット会議を中心に地域生活課題を情報共有し、生活課題を抱える世帯の早期発見と見守り体制の充実・強化を図ります。

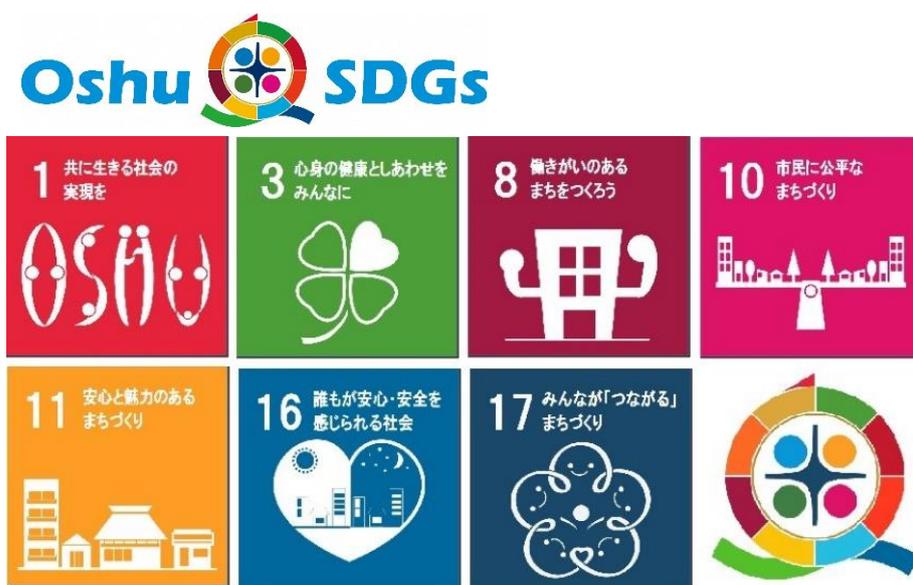
相談しやすい相談窓口と制度横断的に課題解決を図る重層的相談支援を構築し、アウトリーチによる課題把握に努めて、必要な時に必要な支援が届けられる体制をつくります。

相談はどこの窓口で受けても断らず、住民が安心して相談できる体制を構築し、分野横断的かつ包括的な相談と支援体制の構築を推進します。

また、福祉サービス事業所が、サービス評価の必要性を理解し、積極的に第三者評価を受審するように普及啓発の取り組みを推進します。

#### (4) SDGsの観点

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016年から2030年までの15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。また、市でもSDGsに資する取組を、市民とともに身近なものとして取り組めるよう、市の特徴などを取り入れた「奥州市版SDGs」を令和3年11月に作成しています。本計画の基本理念である「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」のための取組は、奥州市版SDGsの17の目標(ゴール)のうち、「1 共に生きる社会の実現を」など、7つの目標に関連します。次章「施策の基本方向」では関連する「奥州市版SDGs」のアイコンを表示します。



# 第3期奥州市地域福祉計画 体系図

## 基本理念

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」

## 基本方針

## 施策の基本方向

第1節  
福祉で安心・安全な地域づくり

1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進

- (1) 地域の見守り体制の充実・強化
- (2) 日常生活を支え合う仕組みづくり
- (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり
- (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信

2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動の拠点づくり
- (2) 地域福祉活動に向けた財源確保
- (3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

第2節  
福祉を支える組織づくり・人づくり

1 移動制約者の支援の仕組みづくり

- (1) 移動制約者の支援の仕組みづくり

2 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

- (1) 新規事業の参入を促進させる支援体制
- (2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備
- (3) 地域における社会福祉活動の推進

3 地域福祉を支える人材の育成

- (1) 「我が事」の意識醸成と住民主体の活動推進
- (2) 地域を担う人材の育成
- (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり

第3節  
包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

1 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり

- (1) 権利擁護事業の周知と利用支援

2 丸ごと受け止める支援の体制づくり

- (1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制
- (2) 課題を抱える者の支援に向けた全庁的な支援体制
- (3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制
- (4) 福祉従事者の育成・確保に向けた仕組みづくり

3 必要なサービスにつなげる体制づくり

- (1) 住民に身近な相談支援体制の整備
- (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり
- (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり